

(別記様式第1号)

計画策定年度	平成20年度
計画主体	厚真町

厚真町鳥獣被害防止計画

連絡先
担当部署名 北海道厚真町産業経済課
所在地 北海道勇払郡厚真町京町120番地
電話番号 0145(27)2321(代)
FAX番号 0145(27)3944
メールアドレス sangyoukeizai@town.atsuma.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・アライグマ・ヒグマ
計画期間	平成20年度～平成22年度
対象地域	北海道勇払郡厚真町の全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成19年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被 害 数 値	
		被害面積 (ha)	被害金額 (千円)
エゾシカ	水 稻	128.5	4,373
	豆 類 (大豆・小豆)	96.1	9,008
	小 麦	19.2	1,548
	て ん 菜	46.4	2,579
	その他作物	66.3	3,224
	計	356.5	20,732
アライグマ	スイートコーン	0.3	323
	その他作物	0.1	93
	計	0.4	416
ヒグマ	て ん 菜	0.2	133
	計	0.2	133
合 計		357.1	21,281

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>エゾシカ</p>	<p>本町におけるエゾシカの生息状況は、平野部を除く全域に生息しているが、苫小牧市と隣接する本町西部の林間地、夕張市に隣接する本町北部の山間地、及び夕張山系から続くむかわ町と隣接する本町東部の山間地に特に多く生息している。</p> <p>被害の発生は、小麦では秋まき小麦起生期の春期、豆類・てん菜では出芽期・移植期の春期と収穫期の秋期に特に多い。また、水稲は生育期間全般にわたって食害及び踏みつけによる被害が発生している。</p> <p>被害は、町内全域で発生しているが、特に北部山間地と東部山間地に隣接する北部地域と南東部地域に多く発生している。</p> <p>被害地域の増減傾向として、近年、北部地域は各集落ごとに金網フェンスの設置を進めており、被害は減少傾向にあるが、対策を講じたことによってエゾシカの移動も発生したと推測され、北部地域と地続きの南東部地域の被害が拡大しつつあり、特に南東部地域の休猟区に隣接する集落の被害が拡大している。</p> <p>本町の地域区分 北部...幌内・富里・高丘・吉野・東和 中央部...桜丘・朝日・本郷・幌里・宇隆・新町・美里 南部...上野・豊川・共栄・富野・上厚真・共和・厚和・浜厚真 南東部...豊沢・軽舞・豊丘・鯉沼・鹿沼</p>
<p>アライグマ</p>	<p>近年、捕獲数が一定の傾向にあることから、生息数は減少していないと推測される。</p> <p>夏季は主に実が付きだしたスイートコーン、イチゴ、メロンなどに、冬季は畜産農家の納屋に保管している牛の餌などに被害が発生している。</p> <p>被害地域は南東部（軽舞、上厚真、鹿沼）まで広がっていて全町に及んでいる。</p>
<p>ヒグマ</p>	<p>過去10年で2頭を捕獲している。</p> <p>近年は、冬眠前の9月頃に同一場所（鯉沼・幌里）のてん菜、デントコーン畑に出没し、被害が発生している。</p>

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生する時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）について記入する。
 2 被害状況が分かるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標指標

鳥獣の種類	現状値（平成19年度）		目標値（平成22年度）	
	被害面積（ha）	被害金額（千円）	被害面積（ha）	被害金額（千円）
エゾシカ	356.5	20,732	240.0	15,000
アライグマ	0.4	416	0.2	200
ヒグマ	0.2	133	0.0	0
合計	357.1	21,281	240.2	15,200

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	<p>エゾシカ エゾシカの捕獲は、平成 12 年度から鳥獣保護法及びエゾシカ保護管理計画に基づき、可猟期間以外を個体調整期間とし、農作物の被害を軽減することを目的に、とまこまい広域農業協同組合が申請者となって、北海道に鳥獣捕獲許可申請を行い、地元猟友会の協力を得て、鳥獣捕獲許可従事者(従事ハンター)による捕獲を実施している。</p> <p>捕獲したエゾシカについては、従事ハンターの持ち帰りを原則としているが、捕獲場所での地下埋設処理を実施している。</p> <p>町と農協では従事ハンターの負担を軽減するため、これらの処理に対して補助する等、支援体制を組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H17 実績 511 頭 町・JA 支援 2,550 千円 ・ H18 実績 689 頭 町・JA 支援 3,445 千円 ・ H19 実績 743 頭 町・JA 支援 3,715 千円 <p>アライグマ 外来種対策研修会受講農家による箱ワナの設置、並びに町職員や北海道森林整備公社による捕獲を実施している。(外来生物法に基づく防除実施計画の策定 18.8.1～23.3.31)</p> <p>町で捕獲したアライグマは、CO₂ガスにより殺処分した後に、隣町の火葬炉で焼却処分をしている。</p> <p>焼却処分経費(町で処分したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ H17 実績 55 頭 165 千円 ・ H18 実績 64 頭 192 千円 ・ H19 実績 44 頭 132 千円 <p>ヒグマ 人畜への危険性及び農作物への被害が発生した場合に、爆音機・箱ワナを設置している。</p>	<p>エゾシカ 近年、ハンターの高齢化等により個体調整の従事者が減少傾向にあり、担い手の育成が急務である。</p> <p>また、地元猟友会の協力を得て行っているものの、専門的に狩猟を行う者がいないため、個体を抑制させるまでに至っていない。</p> <p>さらに、近年の捕獲頭数の増加により、町・JA の財政負担が大きくなってきている。</p> <p>アライグマ 捕獲ワナの増大による捕獲頭数の増加に伴い、焼却処分代、隣町の火葬炉まで運搬する燃料代などの経費負担が増加している。</p> <p>ヒグマ ハンターの高齢化と後継者の減少により、担い手育成が急務である。又、箱ワナの設置は事前申請が出来なく、出没してから許可を得るので日数を要している。</p>

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
防護柵の設置等に関する取組	<p>エゾシカ</p> <p>本町では平成元年頃からエゾシカ被害が増加しはじめ、この被害を軽減するため、平成5年度から町の単独事業として、集団・組織等を対象に、電気柵の設置支援等を内容とする「エゾシカ侵入防止対策事業」を実施してきた。</p> <p>平成16年度には、北海道地域政策総合補助金を活用し、本町北部地域の高丘地区全体を低コスト防鹿柵で対策する「エゾシカ侵入防止対策モデル事業」を実施し、これらの効果確認に取り組んできたところである。</p> <p>近年、この事業の波及効果により、集落ぐるみで広範囲に取り組む金網フェンス等の防鹿柵への支援要望が増え、平成19年度から町単独事業のメニューに「集落支援対策事業」を加え、対策を講じている。</p> <p>町単独事業の支援により設置した防鹿柵は、受益者で組織する管理組合等により管理され、維持・補修に努めている。</p>	<p>エゾシカ</p> <p>防鹿柵により対策を実施した圃場内の食害は軽減効果はあるものの、対策を行っていない圃場に被害が集中するため、局所的な被害の拡大が散見される。</p> <p>防鹿柵は、当初、電気柵を中心に設置を進めていたが、電気ショックに対する馴れ等、エゾシカの学習化が進み、電気柵の効果が薄れてきており、設置経費の高い金網フェンスへの支援要望が増え、財政負担が大きくなっている。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>エゾシカ</p> <p>エゾシカと住民生活との軋轢を軽減するため、これまでに講じてきた被害防止対策と同様に、可猟期間以外の個体調整の実施により、エゾシカの個体数を抑制するとともに、地域ぐるみでの防鹿柵の設置を同時並行的に進めることが、現在考えられる最も効果的な対策であり、引き続き、これらの対策を実施していく。</p> <p>アライグマ</p> <p>北海道アライグマ対策基本方針に基づき、「野外からの排除」を目指し、特に農業被害を防止するため、JAをはじめ農業関係機関及び近隣市町と連携強化を図りながら駆除を実施する。また、捕獲用わな及びCO₂ガスによる殺処分により捕獲体制の強化が進んできたことから、より積極的に駆除対策を推進していく。</p> <p>ヒグマ</p> <p>行動範囲が広いので、近隣市町との出没情報の交換を積極的に行い、被害の未然防止に努める。</p>

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊による捕獲体制

・ヒグマ

町嘱託ハンターにより出没場所にワナを設置し、人畜及び農作物被害の未然防止を図る。なお、人に危害が及ぶ危険性がある場合は銃器による捕獲を実施する。

鳥獣被害対策実施隊以外の捕獲体制

・エゾシカ

可猟期間以外を個体調整期間とし、農作物の被害を軽減することを目的に、とまこまい広域農業協同組合が申請者となって、北海道に鳥獣捕獲許可申請を行い、地元猟友会の協力を得て、鳥獣捕獲許可従事者（従事ハンター）による捕獲を今後とも実施していく。

・アライグマ

北海道森林整備公社、町職員、外来種対策研修会受講者によるワナの積極的な設置・捕獲を実施して生息数を減少させる。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
平成20年度	エゾシカ	・狩猟免許の取得等に係る周知活動の実施 ・鳥獣捕獲許可従事者（従事ハンター）に対する負担の軽減（町補助金 600 頭×3,000 円/頭・ハンター保険料補助 90 千円・合計 1,890 千円）
	アライグマ	・外来種対策研修会の実施
	ヒグマ	・狩猟免許の取得等に係る周知活動の実施
平成21年度	エゾシカ	・狩猟免許の取得等に係る周知活動の実施 ・鳥獣捕獲許可従事者（従事ハンター）に対する負担の軽減（町補助金 600 頭×3,000 円/頭・ハンター保険料補助 90 千円・合計 1,890 千円）
	アライグマ	・外来種対策研修会の実施 ・捕獲ワナの増台
	ヒグマ	・狩猟免許の取得等に係る周知活動の実施
平成22年度	エゾシカ	・狩猟免許の取得等に係る周知活動の実施 ・鳥獣捕獲許可従事者（従事ハンター）に対する負担の軽減（町補助金 600 頭×3,000 円/頭・ハンター保険料補助 90 千円・合計 1,890 千円）
	アライグマ	・外来種対策研修会の実施 ・捕獲ワナの適正な維持管理（必要に応じ更新）
	ヒグマ	・狩猟免許の取得等に係る周知活動の実施

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>エゾシカ エゾシカと住民生活との軋轢を軽減するため、平成19年度までの地区別の捕獲箇所や捕獲実績頭数、また、さらに鳥獣捕獲許可従事者数等を勘案し、年間捕獲計画数を設定する。合わせて、捕獲効果を高めるため、メス捕獲の重要性についての普及啓発と誘導を進める。</p> <p>アライグマ 過去3ヶ年120頭前後で推移している。捕獲ワナを増台してきており、それに見合った捕獲計画数を設定する。</p> <p>ヒグマ 毎年、同一と思われる通りすがりのクマによって同じ場所の農作物の被害が発生している。人畜への危険性及び農作物の被害が発生した場合に限り捕獲するので、年間捕獲頭数は設定しない。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定に考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等(年間捕獲計画頭数)		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
エゾシカ (可猟期間以外の期間)	600頭	600頭	600頭
アライグマ	140頭	160頭	160頭
ヒグマ	-	-	-

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>エゾシカ 可猟期間以外の捕獲は、可猟期間終了日の翌日から新たな可猟期間開始日の前日までとし、3期に分けて捕獲許可申請を行う。捕獲手段は従事ハンターによる銃器(ライフル銃)とし、捕獲予定場所は町内全域(ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号に規定する場所及び区域を除く。以下同じ。)とする。 また、エゾシカ有効活用の観点から生体捕獲の実施導入について調査・研究を進める。</p> <p>アライグマ 捕獲は随時実施、捕獲手段はワナとし捕獲予定場所は町内全域とする。</p> <p>ヒグマ 可猟期間以外の捕獲は、捕獲許可申請を行い実施する。捕獲手段は町嘱託ハンターによるワナ設置並びに銃器(ライフル銃)とし、捕獲予定場所は町内全域とする。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
厚真町	エゾシカ

(注) 1 都道府県から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成20年度	平成21年度	平成22年度
エゾシカ	防鹿柵の設置 ・構造等：2m高金網フェンス ・設置距離：21,490m ・受益面積：197ha ・総事業費：23,109千円 ・補助金：10,924千円	防鹿柵の設置 ・構造等：2m高金網フェンス ・設置距離：33,500m ・受益面積：389ha ・総事業費：33,432千円 ・補助金：20,870千円	防鹿柵の設置 ・構造等：2m高金網フェンス ・設置距離：66,300m ・受益面積：1,520ha ・総事業費：85,750千円 ・補助金：66,100千円

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成20年度	エゾシカ ヒグマ	・防鹿柵の維持・補修など、受益者が組織する管理組合等による管理の徹底 ・有畜農家の放牧地の牧柵管理の徹底
平成21年度	エゾシカ ヒグマ	・防鹿柵の維持・補修など、受益者が組織する管理組合等による管理の徹底 ・有畜農家の放牧地の牧柵管理の徹底
平成22年度	エゾシカ ヒグマ	・防鹿柵の維持・補修など、受益者が組織する管理組合等による管理の徹底 ・有畜農家の放牧地の牧柵管理の徹底 ・隠れ場所となる雑木林の藪の刈払い管理の徹底

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	厚真町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
厚真町	エゾシカ個体調整に係る支援、防鹿柵設置に対する支援、アライグマ捕獲処理、その他鳥獣被害防止に係る総合調整及び協議会の連絡・調整等
厚真町農業委員会	農地等に関する情報収集、提供等
厚真町土地改良区	各種情報の収集、提供等
とまこまい広域農業協同組合	エゾシカに係る捕獲許可申請窓口、エゾシカ個体調整に係る支援、防鹿柵設置に係る資材供給、その他鳥獣被害防止に係る調査活動等
胆振農業改良普及センター東胆振支所	鳥獣被害防止に係る技術的指導・助言、情報提供等
いぶり農業共済組合	鳥獣被害に係る損害評価、情報提供等
北海道猟友会苫小牧支部厚真部会	エゾシカ個体調整に係る従事ハンターの協力、ヒグマに係る町囑託ハンターへの協力、その他鳥獣被害防止に係る駆除活動等
各地区組織	防鹿柵の設置および維持管理活動等

- (注) 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東胆振エゾシカ対策連絡協議会	近隣市町(苫小牧市、白老町、安平町、むかわ町)管内のエゾシカによる農林業被害の軽減を目的とする対策の連絡協議
北海道胆振総合振興局	東胆振エゾシカ対策連絡協議会の主宰及び事務局として、エゾシカ被害防止技術の情報提供を行うとともに、有害鳥獣全般の関連情報の提供を行う。
地方独立行政法人北海道立総合研究機構 環境・地質研究本部 環境科学研究センター	東胆振エゾシカ対策連絡協議会のオブザーバーとして、エゾシカ被害防止対策技術の情報提供を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、対策協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 被害防止対策協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

町では、ヒグマによる人畜に対する危害及び農作物の被害防止のため、猟友会の協力により10名のハンターを委嘱して熊防除対策実施隊を組織し、別紙の協力体制で取り組んでいる。

(注) 法第9条に基づく鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制が分かる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

6 . 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

エゾシカ ... 可猟期間以外の捕獲については、従事者の持ち帰りを原則とするが、持ち帰りが困難な場合は、他の鳥獣の捕食物や環境汚染にならないよう、捕獲現場で適正に土中埋設処理する。

なお、エゾシカの食肉利活用について、近隣市町との連携を図りながら、研究を進める。

アライグマ ... CO₂ガスにより殺処分を行い、処分後は、近隣町の焼却施設に搬入し焼却処理する(将来的には焼却処理施設の導入を検討)。

ヒグマ ... 研究施設への検体提供。

(注) 肉としての利活用、鳥獣の保護管理に関する学術研究への利用、適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7 . その他被害防止施策の実施に関する必要な事項

(注) その他被害防止施策の実施に関する必要な事項について記入する。